

事務連絡
令和2年6月2日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」について

新型コロナウイルス感染症の検査については、これまで累次の事務連絡に基づき、必要な体制の確保に取り組んでいただいているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「厚生労働省は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化について都道府県等に指針を示す」とされていることを踏まえ、今後の感染拡大局面も見据えて、国と地方自治体の協働のもと、更なる検査体制の強化を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」を別添のとおり策定したので、これも踏まえ、検査体制を点検の上で、必要な体制の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(別添)

新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の検査については、これまで感染拡大を防止するとともに、重症者・死亡者を最小限にすることを目的として、医師が必要と判断した者に実施してきたところである。

その上で、今後の感染拡大局面も見据え、以下の観点から、検査体制を強化するものとする。

- ①検査が必要な者に、より迅速・スムーズに検査を行う
- ②濃厚接触者の検査など感染拡大防止対策を強化
- ③患者・入所者や医療従事者等を守るため、院内・施設内の感染対策を強化

こうした基本的な考え方のもと、今後の感染拡大局面も見据え、各地域において必要な検査需要に的確に対応できる検査体制の強化に向けて、国と地方自治体で協働して取り組んでいくものとする。

このため、感染が改善状況にあるこの時期に、各都道府県等において、相談から受診・検体採取、検査までの一連のプロセスを通じた対応について、重点的に点検を行い、必要な対策を策定し、実施するものとする。

国としても、各都道府県等における対策の促進のため、財政的な支援をはじめ必要な支援を実施するものとする。

2. 検査需要の把握

今後の感染拡大局面を見据え、これまでの当該都道府県や全国的な感染拡大の状況を踏まえるとともに、それを上回る感染拡大も視野において、ピーク時における新規感染者数とそれに対応した検査数の見通しを作成する。

その際、PCR等検査数に占める陽性確定例数の割合^(※1)を設定し、1日当たり新規感染者数を除することで、1日当たりの検査数を算出することが考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者の検査については、今般、速やかに陽性者を発見する観点から、従来よりも対象者を拡大し、無症状の濃厚接触者に対しても実施することとしたので、これも踏まえ、検査需要を見込んでおく必要がある。その際、新規感染者数に一定の1人当たりの濃厚接触者数^(※2)を乗じることで1日当たり濃厚接触者数を見込むことが考えられる。

※1 2/18 から 4/29 までの全国の陽性率の平均は 5.8%と推計されている（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日））。

※2 濃厚接触者数については、これまでの地域の感染における疫学的調査の結果も踏まえ、設定する。

【点検項目】

- 検査需要の見通し（最大（ピーク時））（件/日）

【指標】

- ① 検査需要の見通し（最大（ピーク時））（件/日）

3. 検査体制の点検と対策

検査体制については、相談、受診・検体採取、検査（分析）までの一連のプロセスにおける対応力の現状を把握した上で、2における検査需要の見通しも踏まえ、ピーク時においても、各プロセスにおいて、目詰まりが生じることなく、検査需要に的確に対応できるよう、検査体制の点検を行い、改善が必要な点を明らかにし、必要な体制強化のための対策を実施する必要がある。

その際、プロセス毎に具体的な点検項目や指標を設定し、対策の実施状況を確実に検証していくことが重要である。

また、これらの対策の実施については、財政支援措置を有効に活用していただきたい。

3-1 相談体制

(1) 帰国者・接触者相談センター（保健所等）

帰国者・接触者相談センター（保健所等）の相談体制については、今後の感染拡大局面も見据え、さらに必要な体制強化を図り、受診・検査が必要な者に、より迅速かつスムーズに検査が受けられるようにする必要がある。

このため、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制については、全庁的な協力体制のもと、ピーク時の動員も含め、必要な人員体制を確保するとともに、外部委託可能な業務を洗い出し、地域の医師会や医療機関、民間業者等への外部委託の積極的な実施やITの活用等によって、相談等の業務の効率化を図る必要がある。

また、発症日、相談日、検査日、結果判明日、本人への報告日までの日数を適切にモニタリングし、相談から各機関における検査にスムーズに結びつけられるよう、必要な相談体制を確保する必要がある。その際、休日・夜間においても適切に相談が受けられるよう、必要な相談体制を確保することが必要である。

【点検項目】

- 全庁的な協力体制による人員体制の確保
- 業務の外部委託の推進
- ITの活用等の業務体制
- 休日・夜間の相談体制、マッチング機能

【指標】

- ② 相談センターの電話回線数（回線/人口10万人）
- ③ 相談センターの電話応答率（%）
- ④ 相談から検体採取までの目安となる日数（日）
- ⑤ 相談から結果判明までの目安となる日数（日）

(2) 相談センターを通じないルートを整備

帰国者・接触者相談センター（保健所等）を介さなくても、地域の診療所等から検査に迅速かつスムーズに結びつけるルートを整備するため、地域の医師会等と調整し、地域の診療所等から直接患者を紹介できる地域外来・検査センターの設置等を進めていく必要がある。

【点検項目】

- 地域外来・検査センター（PCR検査センター）の設置状況
- 地域外来・検査センターへ直接患者を紹介できる地域の診療所等の連携先登録状況

3-2 検体採取体制

今後の感染拡大局面も見据え、感染拡大のピークも含め、2で作成した検査需要の見通しも踏まえ、帰国者・接触者外来とPCR検査センター等を組み合わせる必要な検体採取体制をあらかじめ確保しておく必要がある。

このため、各機関の検体採取の対応力を把握し、ピーク時も含め検査需要に比べて、検体採取の対応力に不足が見込まれる場合には、財政支援措置も有効に活用し、早期に検体採取に関する体制を強化しておく必要がある。

また、行政検査に関する契約の締結を求めている医療機関との締結手続きを速やかに進める必要がある。

さらに、今般、発症後9日以内の有症状者に対しては唾液を用いたPCR検査が可能になったところである。これにより、検体採取に係る現場の感染防御に係る負担は大幅に軽減されることとなる。今後は、唾液による検体採取と鼻咽頭による検体採取を実施する施設のほか、上記の有症状者に対して唾液を用いたPCR検査のみを取り扱う施設も設置することも考えられ、全体の検体採取体制の構築に当たっては、この点について考慮することが必要となる。

また、検体採取に必要なスワブ、輸送培地等の物資については、感染拡大時には納品までに時間がかかる可能性があるため、あらかじめ各施設において十分な量（1ヶ月分程度の量）を確保するとともに、早期の発注に留意することが必要となる。

(1) 地域外来・検査センター（PCR検査センター）

PCR検査センターについては、都道府県医師会・郡市区医師会等と調整し、その設置を促進していく必要がある。

各PCR検査センターにおける人員体制・稼働体制（レーン数、開設時間、曜日等）の現状とピーク時の対応力を確認した上で、ピーク時には、レーンの増設や開設時間・曜日の延長等によって、対応力の拡大を機動的に図ることができる体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

その際、人員の確保がさらに必要な場合には、地方自治体、地域の医師会や看護協会等の関係団体や医療機関等の間で必要な調整を行い、輪番制や、人員の応援・派遣要請、看護職員等の復職の呼びかけを行うなど、あらかじめ具体的な人員体制を確保しておく必要がある。

また、検体採取について、地域の実情を踏まえ、幅広い人材の活用に留意する必要がある。

併せて、PCR検査センターにおける適切な検査体制を確保するため、必要に応じて、次のような取組も検討が必要である。

- ・医療機関の敷地内や隣接する土地、地区医師会や自治体の保有する土地に、必要な手続きを経てプレハブや大型のテント等を設置し、そこで疑い患者の診療・検査を実施すること
- ・動線が適切に確保された休日・夜間救急センターを活用して診察・検査体制を確保すること
- ・鼻咽頭による検体採取を行う場合、自家用車で来院された方に対するドライブスルー方式は、交換が必要な个人防护具が少なく、消毒・換気の手間の省力化が可能なため、積極的に実施すること

【点検項目】

- PCR検査センター毎の人員体制・稼働体制（時間・レーン当たりの対応数、レーン数、開設時間、曜日）
- ピーク時における検体採取対応力（件/日）
- 休日の対応
- 必要な人員の確保・研修
- 个人防护具等の必要な物資の確保

【指標】

⑥ 1日当たりの検体採取対応力（現状・最大（ピーク時））（件/日）※

※「1レーンの対応数/時×レーン数×開設日の時間数×開設日数/週÷7日」で算出

（2）帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関

帰国者・接触者外来等（PCR検査センターを除く）については、実地研修や感染管理の体制整備等を通じて、引き続き、これを設置する医療機関を確保していく必要がある。

各機関における人員体制・稼働体制（レーン数、開設時間、曜日等）の現状とピーク時の対応力を確認した上で、ピーク時には、レーンの増設や開設時間・曜日の延長等によって、対応力の拡大を機動的に図ることができる体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

その際、人員確保がさらに必要な場合には、地方自治体、地域の医師会や看護協会等の関係団体や医療機関等の間で、必要な調整を行い、人員の応援・派遣要請、看護職員等の復職の呼びかけを行うなど、あらかじめ具体的な人員体制を確保しておく必要がある。

また、検体採取について、地域の実情を踏まえ、幅広い人材の活用に留意する必要がある。

併せて、帰国者・接触者外来等と医療機関の一般診療機能の役割分担により、適切な

検査体制を確保するため、必要に応じて、次のような取組も検討が必要である。

- ・ 医療機関の敷地内や隣接する土地等にプレハブや大型のテント等を設置し、そこで疑似患者の診療・検査を実施すること
- ・ 動線が適切に確保された休日・夜間救急センターを活用して診察・検査体制を確保すること
- ・ 鼻咽頭による検体採取を行う場合、自家用車で来院された方に対するドライブスルー方式は、交換が必要な个人防护具が少なく、消毒・換気の手間の省力化が可能なため、積極的に実施すること

【点検項目】

- 検体採取機関毎の人員体制・稼働体制（レーン数、開設時間、曜日）
- ピーク時における検体採取対応力（件/日）
- 休日の対応
- 必要な人員の確保・研修
- 个人防护具等の必要な物資の確保

【指標】

- ⑦ 1日当たりの検体採取対応力（現状・最大（ピーク時））（件/日）※

※「1レーンの対応数/時×レーン数×開設日の時間数×開設日数/週÷7日」で算出

（3）クラスター対策等における体制

今後、濃厚接触者の検査など、クラスター対策をさらに強化していくこととしており、保健所から施設や自宅等に赴いて検査を行う場合も増加することが想定されるため、そのための体制をあらかじめ確保しておく必要がある。

また、要介護者や医療的ケア児等の自宅に赴いて検査を行うことも考えられることから、併せて必要な体制を確保する必要がある。

【点検項目】

- クラスター対策等における体制

（4）検体の搬送体制

採取した検体については、原則として、三重梱包の上で、一定の要件を満たす臨床検体等の取扱い可能な輸送業者を利用する等の方法で搬送する必要がある。検体採取機関と検査機関の地理的状況を考慮の上、ピーク時も含めて、迅速かつスムーズに検体の搬送が行われるよう、あらかじめ準備を進めておく必要がある。

【点検項目】

- 検体採取機関毎の搬送方法（ピーク時の対応を含む）

3-3 検査（分析）の体制

(1) PCR検査

今後の感染拡大の局面も見据え、感染拡大のピークも含め、2で作成した検査需要の見通しも踏まえ、保健所や地方衛生研究所のほか、民間検査機関、大学、医療機関等も積極的に活用して、地域全体で必要な検査（分析）体制を確保する必要がある。

このため、各検査機関の検査能力を把握し、ピーク時も含め検査需要に比べて、検査能力に不足が見込まれる場合には、検査体制の強化のため、検査機器等に対する財政支援措置も有効に活用して、早期に検査能力の向上を図る必要がある。また、ピーク時には、検査機器等の稼働を最大限に高めることによって、検査数の増大に対して機動的に対応できるよう要請することについて、あらかじめ、調整を行う必要がある。

さらに、その上でも、検査需要の見込みとの間で検査能力に不足が生じる場合には、近隣の地方自治体と連携を図るほか、国においても広域的な観点から、必要な調整、支援を行うことから、適宜、相談されたい。

なお、今後、院内・施設内の感染防止対策を強化していくこととしている。これらの検査については院内で完結する場合も多いと考えられるとともに、発熱等の症状がある患者に対する検査は抗原検査の活用の促進を想定しているが、民間検査機関等への検査需要の増大には考慮が必要であると考えられるので、検査機関の検査能力を確認する場合には、この点にも留意する必要がある。

また、検査試薬については、管内の検査機関に対し、ピーク時でも十分な検査が実施できるよう、十分な量（1ヶ月分程度の量）の確保、在庫状況の確認、複数の検査試薬を用いて検査が可能な体制の構築を促すことが重要である。

①地方衛生研究所・保健所における検査体制

通常の検査業務を行いつつ、新型コロナウイルス感染症のPCR等検査の増大にも対応できるようにするため、さらに、検査を行う人員の確保、機器、試薬等の確保など、体制拡充を進める必要がある。

②民間検査機関等における検査体制

検査機関については、地域偏在も見られることから、医療機関、民間検査機関、大学等を含めて検査（分析）を行うことができる機関と協力の上で、必要な検査体制の強化を図る必要がある。

特に、民間検査機関の活用状況は、都道府県により大きく異なっているが、PCR検査能力を拡充するためには、民間検査機関の活用が重要である。このため、都道府県等においては、民間検査機関とピーク時も含めて最大時の委託可能な検査数や搬送体制等について調整しておくことが重要である。

また、大学病院については、これまで検査能力を増強してきたところであるが、今後とも連携を図り、適切な検査体制を確保していく必要がある。また、文部科学省において、検査能力拡大に協力可能な大学等の調査が行われており、今後、感染拡大の局面も見据え、検査に協力可能な大学等について、各都道府県への情報提供を検討している。これらも踏まえ、大学等と連携を図りながら検査への協力を求めていくこと

も考えられる。

【点検項目】

- 検査機関毎の検査体制（検査機器、稼働体制等）
- ピーク時における検査能力（件/日）
- 必要な試薬、機器等の確保

【指標】

⑧ 1日当たりの検査能力（現状・ピーク時）（件/日）

※行政検査（保険適用分を含む）としての検査に対応できる検査数を定める。

（2）抗原検査

抗原検査については、検査機関への搬送も不要で、迅速に検査結果が判明する。抗原検査キットについては、6月以降、2.6万件/日の検査キットの供給が可能となっており、国においても、一定量の備蓄を行う予定である。今後は、PCR検査に抗原検査を適切に組み合わせた検査体制を構築していくこととしている。

抗原検査については、現在、陰性反応の場合には、PCRによる確定診断が必要となっているが、さらに最適な使用方法について検討を進めているところであり、その取扱いについては別途通知する予定である。

4. 点検状況の報告と支援

各都道府県等においては、上記について、6月中旬までに点検を行い、検査体制の強化のために必要な対策を策定し、実施していただきたい。

国においても、これらの対策の促進のための財政支援はもとより、必要な情報提供や、好事例を収集し、横展開を図るなど、必要な技術的な支援を行っていくこととしている。さらに、市中の感染防止対策のほか、院内・施設内感染対策の強化に伴う全国的な検査需要の増加も見通しながら、抗原検査との適切な役割分担も考慮の上で、広域的な見地から検査機関における検査能力の確保や、必要な物資の供給を図るなど、地方自治体と協働して、検査体制の強化に取り組んでいくこととしている。

このため、感染の改善状況が見られるこの時期に集中して対策を進めるため、各都道府県におかれては、点検の状況（別添参照）について、当該都道府県のほか、都道府県内の保健所設置市・特別区の点検の状況を取りまとめの上、6月19日までに国に報告をいただきたい。また、点検状況については、7月以降もフォローアップを行うこととしている。

（都道府県における報告のとりまとめに関する様式、方法等及びフォローアップの方法については別途連絡する）

また、こうした集中的な点検のみならず、日頃からの検査実施状況等の迅速かつ正確な把握及び実態を踏まえた対応策を検討するために、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を積極的に活用されたい。

(別紙)							
新型コロナウイルス感染症に関するPCR等検査体制の状況							
						自治体名	
1. 検査需要							
						最大（ピーク時）	
検査需要の見通し							(件/日)
2. 相談体制の状況							
相談センターの電話回線数（人口10万人当たり）							(本)
相談センターの電話応答率							(%)
相談から検体採取までの目安となる日数							(日)
相談から結果判明までの目安となる日数							(日)
3. 検体採取の状況							
						現状	最大（ピーク時）
帰国者接触者外来の検体採取対応力 [※]						(件/日)	(件/日)
地域外来・検査センターの検体採取対応力 [※]						(件/日)	(件/日)
※: 1レーンの対応数/時×レーン数×開設日の時間数×開設日数/週÷7日で算出する。							
4. 検査（分析）の状況							
						現状	最大（ピーク時 ^{※1} ）
検査能力（合計）						(件/日)	(件/日)
地方衛生研究所・保健所の検査能力						(件/日)	(件/日)
民間検査機関の検査能力						(件/日)	(件/日)
大学、医療機関等の検査能力						(件/日)	(件/日)
※: 「最大（ピーク時）」は最大稼働した場合の数値を記載する。							
5. 対策							
相談体制							
検体採取							
検査							
※点検を通じて明らかになった課題とそれに対する対策を記載すること							

(関連する主な事務連絡)

【相談体制】

- ① 「帰国者・接触者相談センターの運営について」(令和2年3月11日付け事務連絡)
- ② 「保健所の業務継続のための体制整備について」(令和2年3月13日付け事務連絡)
- ③ 「保健所の業務継続のための体制整備について(補足)」(令和2年3月17日付け事務連絡)
- ④ 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」(令和2年4月4日付け事務連絡)
- ⑤ 「保健所の体制強化のためのチェックリストについて(補足/全庁的な対応のお願い)」(令和2年4月6日付け事務連絡)
- ⑥ 「保健所の業務継続のための体制整備について(健診関係団体との連携強化)」(令和2年4月17日付け事務連絡)

【検体採取】

- ⑦ 「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」(令和2年4月15日付け事務連絡)
- ⑧ 「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」(令和2年4月15日付け事務連絡)
- ⑨ 「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」(令和2年4月27日付け事務連絡)
- ⑩ 「「地域外来・検査センター運営マニュアル(第2版)」の送付について」(令和2年5月13日付け事務連絡)
- ⑪ 「感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための研修の実施について」(令和2年5月25日付け事務連絡)
- ⑫ 「「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の改定について」(令和2年5月29日付け事務連絡)

【検査】

- ⑬ 「地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について」(令和2年3月4日付け事務連絡)
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査試薬等の十分な確保について(依頼)」(令和2年4月24日付け事務連絡)
- ⑮ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)」(令和2年3月4日健感発0304第5号。令和2年6月2日最終改正。)